

第 26 次消防審議会（第 8 回）議事要旨

I 日時 平成 24 年 7 月 27 日（金） 9:45 から 12:15 まで

II 場所 日本消防会館 5 階大会議室

III 出席者

- (1) 委員 吉井会長、室崎会長代理、北村委員、国崎委員、小出委員、関根委員、棚橋委員、田村委員、永坂委員、茂木委員
- (2) 専門委員 秋本専門委員、山根専門委員
- (3) 庁外幹事 関係府省
- (4) 消防庁 消防庁長官他 20 名

IV 次第

- (1) 開 会
- (2) 議 事

《審議事項》

消防組織法に定める市町村の消防の広域化に係る中間答申（素案）について

—意見交換—

《報告事項》

ア 九州北部豪雨等について

イ 「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」について

—意見交換—

- (3) 閉 会

V 会議経過

審議事項について、消防庁から説明の後、委員及び専門委員が意見交換及び質疑を実施した。主なものについては、以下のとおり。

(⇒ 消防庁からの回答)

○ 消防組織法に定める市町村の消防の広域化に係る中間答申（素案）について

広域化をそれぞれの分野で縦割りに行ってしまうと、隙間になる地区やはみ出す分野が出てくる。特に、消防のサービスはさまざまな分野にわたるので、消防の広域化だけで問題を完結するのではなく、その他関連するサービスとの整合性を図る必要があるのではないか。

本来、何らかの機能を高める手段のひとつである広域化自体が目的化しているので、改めて意義を説明すべきではないか。

⇒ 今回の資料では元々の基本指針に対して追加的な記述になっているため、ご指摘のとおり説明を工夫したい。

広域化の必要性について、一般的に評価するだけでなく大規模・多様な災害のデメリットから消防体制の確立などを強調し基本認識を整理したうえで、最終的にメリットを抽出して広域化を延長するか評価すべきではないか。また、地域に消防力の格差が生じないように、様々な指標（職員、資機材、財政力など）で評価を行い、広域化の必要性が高い重点地域をピックアップすべきではないか。

⇒ 重点地区を設定するような対策は考えているが、消防庁においてさらに詳細な分析が必要であるため引き続き検討させていただきたい。

基本指針を延長するのであれば、ある程度戦略的にどのくらいの期間を延長するか議論するとともに、これまで広域化が進まなかった地域へ解決が難しい行政的課題（身分の整合性や給与の調整など）に対する具体的な解決方法を提示する必要があるのではないか。

基本指針延長後は、住民サービスに広域化が寄与することを訴えながら、地域特性に応じて柔軟に推進するべきではないか。ただし、一部機能の共同化については、消防庁から事例の紹介や推奨が必要ではないか。

⇒ 指令業務など既に共同運用を実施している分野については紹介していきたい。また、専門性の高い予防業務や救助部隊など共同運用が考えられる分野がないか中間答申後にご議論いただきたい。

小規模・非常備の市町村の広域化は、当該市町村にとって負担増を覚悟させるため、広域化に伴う財政支援と人口要件のウエイトが高い消防力の配置基準について検討・見直しをする必要があるのではないか。また、消防団と消防署がうまく連携できる消防運営上のシステムを提案する必要があるのではないか。

⇒ 法的な手当ときめ細かい運用が必要であると考えている。

消防団と消防署の関係は、これまで運用面でカバーするという方針であったが、今後は制度面も含めて検討し確立する必要があると考えている。

広域化に係る事務は、本来業務以外の事務であるため事務量が増えるので財政支援や外部委託（コンサルタントなど）による手段についても検討する必要があるのではないか。

⇒ 事務量が増えるという課題はあるが、中心となる市に委託することで調整事項や事務負担を減らすことができると考えている。

地元消防本部の実情や消防庁の余力などの現状を考えると、広域化を実現するためには都道府県の役割が重要ではないか。また、1県1消防本部の体制が進んでいないことについて、どのように捉えているか。

⇒ 1県1消防本部の体制に関しては、課題は様々だが議論としては相当程度進んでいると認識している。

○ 九州北部豪雨等について

水害等の自然災害が、長期間にわたって広域的に続いた場合に被災地への支援や消防の運用について検討する必要があるのではないか。また、異常気象も含め、今後同様の災害が発生したことを想定して、平時における訓練や研究等を行う必要があるのではないか。

⇒ 大規模災害に関しては、国や県レベルで被害想定を作成し議論している。

豪雨の場合、比較的被害がひとつの県にとどまるケースが多いので、全国レベルで議論することは少ないが、首都圏については2年前に被害想定を作成している。

水害については、主に国土交通省が所管している水防団が対応しているが、現場の消防機関が携わっていないわけではない。水害に対する備えについては、防災教育センターなどで住民に水害の被害想定を意識啓発している。また、その他にも消防だけでなく、国交省を含め梅雨の時期に水防訓練を実施している。

九州北部豪雨について、熊本で23人亡くなられた大まかな状況を説明していただきたい。また、阿蘇の事例から得られた教訓はあるか。

⇒ 阿蘇山の北部が盆地になっており、一時間に100ミリの降雨が数時間続き、土砂が崩れ家屋が倒壊した。

教訓としては、避難指示と避難勧告の発令時期が議論となっており、現在検証チームを結成して検討しているので消防庁としても注視していきたいと考えている。

○ 「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」について

情報の受け手の課題として、災害情報は一人一人にとって一生に一度あるかないかというケースが多いため、早く正確な情報を受けてどのように避難行動をとるか検討するとともに事前の教育を充実させる必要があるのではないか。

災害情報を都道府県からJアラートを通じて住民へ直接発信することは可能か。また、災害伝達手段として地元のコミュニティ FM を活用して住民に発信することも検討すべきではないか。

⇒ 災害情報の伝達は、都道府県からJアラートを通じて住民へ直接情報を発信することはできないので、都道府県から市町村へ伝達することになる。また、Jアラート以外の情報伝達については検討中であるが、その一つにコミュニティ FM への割り込み放送についても検討している。